様式第４号（第21条関係）

議　事　録

（公開）・一部公開・非公開			非公開部分 理由		
			文書管理責任者	保存期間	30（　　）・10・（5・3）・1・随
				作成日	令和８年８月５日（水）
部長	課長	課長補佐	係長	係	記録者所属 職・氏名　　高齢者福祉係　主任　黒澤　しほ　㊞

会議等の名称	令和８年度第１回 東御市介護保険運営協議会 東御市地域包括支援センター運営協議会 東御市地域密着型サービス運営委員会	開催日時	令和８年８月５日（水） 午後１時３０分～３時００分
		場　所	総合福祉センター２階　201.202研修室
主催者（事務局）	福祉課高齢者福祉係	司会者	司会進行：掛川福祉課長 議事進行：横山会長
出席者	【委員】市毛真弓委員、横山好範委員、柳沢ひろ子委員、成澤俊夫委員、 髙木昇委員、森野洋平委員、中陽平委員、新林秀友委員、岩井孝司委員、小林峯雄委員、山岸淳子委員、 柳沢宗一委員 【事務局】掛川一郎健康福祉部長、田中朋子高齢者福祉係長 青木朋子主査、黒澤しほ（高齢者福祉係）		
欠席者	太田心平委員、城田あすか委員、大谷美知子委員		

議　題			（配布資料）
報告事項	(1)	令和７年度高齢者福祉事業、介護保険事業の実施状況について	資料１，２
	(2)	令和８年度高齢者福祉事業の概要について	資料３
協議事項	(1)	高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の達成度評価の方法について	資料４
〃	(2)	高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の進捗状況について	資料５
	(3)	高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の取り組み状況について	資料６
決定事項 （要点を箇条書き）	協議事項については資料のとおり承認		
次回への検討事項	・第１０期介護保険事業計画、高齢者福祉計画及び認知症施策推進計画の素案について		
次回開催	令和8年11月25日	（場所）	総合福祉センター３階

様式第４号（第21条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
５　報告事項 （１）令和７年度高齢者福祉事業、介護保険事業の実施状況について	事務局	（１）について一括説明（別紙資料１、２参照）
	柳沢　宗一委員	高齢者日常生活用具の火災報知器について令和７年度実績は０であったがすべての世帯に設置が完了しているのか。
	事務局	ここに記載している火災報知器の実績は０件だが、現在は、型が古いものになっている。昨年度東御市で建物火災による死亡事故が３件あった。それを受け、令和８年度に大幅な見直しを想定しており、新しいものは自動で煙を検知してコールセンターにつながるものとなっていて、希望する家庭に届けられるよう検討している。
	新林　秀友　委員	養護老人ホームの入所状況について、入退所が全くない状況に見える。枠に対して１つ空いているが、需要がないのか、入所に至らない状況なのか、それとも入所待ちがいるのかお聞きしたい。
	事務局	直近は希望は増えている状況。１枠については空きのあったころに他市町村に貸している状況。市内でも需要があるので調整していきたい。
	市毛　真弓　委員	生活支援事業と配食サービスについて、対象となる方はもっといるのではないか。
	事務局	配食サービスは、お弁当を届けるのが目的ではなく安否確認が目的であり、介護サービスを使っていない方、週に３日以上デイサービスを使っていない方等が対象となり、近隣に親族がいる場合も対象外となる。そういった審査基準を設けており、審査会をしたうえで利用の可否を判断している。また生活支援事業についてもおおむね３か月の期間限定の事業となっており、低栄養状態の方が対象となっている。状態が改善されない場合は民間の配食サービスを紹介している。
	髙木　昇　委員	緊急通報装置の取りまとめについて期限等きめているのか
	事務局	以前は民生児童委員さんに取りまとめをお願いしていたが、現在は市報に掲載して随時市で受付をしている状況。特に取りまとめといったことはやっていない、
（２）令和８年度高齢者福祉事業の概要について	事務局	（２）について一括説明（別紙資料３参照）
	市毛　真弓　委員	温泉券の配布終了について、代替措置を講じるということで激変緩和が終了したと説明があったが、議会において恒久的に継続していくということで話を聞いていたが齟齬があるのではないか
	事務局	高齢者センターの以前あった温泉施設は２００円で使えており、低所得層の方をカバーするために使われていた。ご利用になっていた方のために講じていた温泉券だが、３年経過してその役割は終了したと判断をしている。現在の国の経済状況により、低所得者に向けた補助金は国等の事業としてもある状況。これからの施策を検討していく中でまた必要があると判断した場合は事業として起こしていくこともありうると考えている。
	市毛　真弓　委員	温泉券の配布終了が福祉の低下につながっていると感じている。
	山岸　淳子　委員	慰労金の縮小について、現在施設等の介護サービス事業は年々費用が上がっているなかでできれば継続をしていただきたいと思う
	事務局	縮小ということで対象者の幅は狭まっている。これは方向性として低所得者、重度者への介護サービスの重点化をしていくことを目的としているもので、限られた財源の中でこういった重点事業に配分をしていく必要がある。2040年に向けてこれからも高齢者は増え続ける見込みの中で新たな介護サービス基盤を作っていく必要があり、どうしてもこういった選択と集中が必要になって来ている状況ということをご理解いただきたい。
	山岸　淳子　委員	どれくらいの方が対象となる見込みか。
	事務局	令和7年度の運営協議会でのご説明をしたが、令和７年度実績は155名となっている。令和８年度は45名程度になる試算をさせていただいる。答申もいただいているなかで提言もいただいている。そういった中で今年度進めさせていただく。いろんなご意見をいただくと思うが、そうなったときに改めて違う方向性に進んでいく可能性もある。
６　協議事項	事務局	（１）高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の達成度評価の方法についてについて一括説明（別紙資料４参照）
	事務局	（２）高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の進捗状況について一括説明（別紙資料５参照）

様式第４号（第21条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	山岸　淳子　委員	社会参加の促進について、市民一人ひとりがやる気をもって取り組めるようにしてもらいたい。例えば和地区も見守隊であったり、金井地区は全員が自分たちの学ぶことを考えたり、おやつを用意したり楽しい時間を過ごすそうで、こういった意識を高めていけるようにしていただければと思う。また、在宅介護で困ったときに入浴介護をお願いしていて週に1度来てもらっていたが、今は事業所が東御市まで来ていただけなくなり、頼めなくなった。入浴サービス等の在宅介護についてどう進めていくか聞かせてほしい。 また、民生児童委員さんの地域の役割として、災害等で何かあったときにお手伝いをしてくれる人を書く用紙が来たので提出したが、そのあと何も話がない。書いたからそれでいいというわけではなく、お手伝いする人とお手伝いしてもらいたい人が日常の中で関わりが実際なければ、何かあったときに名前書いてあるからと急に言われても対応は難しいと思う。そのことについてもお聞きしたい。
	事務局	現在、市では入浴サービスを行っている事業者がいない状況。もし希望があった時には、他市町村の事業者へケアマネージャーが調整を図っているが、近隣の市町村でも事業者でも入浴サービスを行っている事業者は少ない状況で、需要に対して供給ができていないと考えている。対応策としては、通所ができる事業所で入浴サービスを受けていただくとか、そういった部分についての基盤整備も進めていかなければならないと感じている。第10期計画の中にもそういった内容を盛り込めるよう検討していきたい。 また、地域の支え合い台帳についてですが、委員のご指摘のとおりで、日ごろから支援者と被支援者のコミュニケーションですとか、関係性が大事だと認識している。毎年９月に防災訓練に合わせて、区から上がってきている名簿と市のほうで管理している名簿との付け合わせをして各区に対象となる方の名簿をまた区にお戻ししている。毎年４月～６月頃に名簿の見直しを行って、新たな対象者がいるかとか、支援者の変更があったかなどを修正している。それをもとに区で行われる防災訓練時に、個別避難計画の対象者の方と地域支援者の方が、可能であればコミュニケーションをできる機会を持っていただくよう案内を申し上げているところ。そういう機会が継続できれば良好な関係性ができるのではないかと考えている。
	事務局	（３）高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の取り組み状況についてについて一括説明（別紙資料６参照）
7　その他	事務局	（１）東御市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定について説明
	髙木　昇　委員	今後の方向性についての意見ですが、東御市はほどよく田舎とうみというキャッチフレーズがあるが、認知症についてもこういったキャッチフレーズを東御市で何か考えてもらいたい。近隣だと上田市などは認知症とともに生きる町というフレーズがある。今後東御市に住みたいという人が増えなければ介護保険料はどんどん上がっていく。東御市に住みたいという人を増やすためにも高齢になっても、ここに住んでいれば安心して介護を受けられるんだといったキャッチフレーズがあればいいと思っている。それから基準該当サービスを行っている事業所もあると思うが、金純該当サービスだけではなくもっと柔軟な考えを持ってもらいたい、自分は認知症に特化した仕事をしているので、急に夜家を出てしまって困ったとか、部屋がないと騒いでしまういう方がいた時に、どこかで泊まり事業の柔軟化ということを考えていただければと思っている。介護保険制度に組み入れる事はなかなか難しい問題かもしれないが、認知症の高齢者の方々を守るために臨時的な緊急の泊まりができるような事業も含めて第10期の事業に組み入れていただきたいと思っています。
	事務局	キャッチフレーズについては計画期間の中で審議できればと思う。またサービスについても今後新たに創設された特定地域サービスなどもありますので、その中で柔軟に検討していければと思っている。
	新林　秀友　委員	意見なんですが、現在の働き方の中で70歳まで働くのが当たり前の時代となっている。予防事業に関して、主にコアの年齢は75から80歳前半で介護サービスに関しては85～90代の方が中心の相談が多い。その年代にかからない65歳、あるいはそれよりも前の40代から50代で介護サービスが必要になる若い方について、予防介護に関してもサービスがかなり使いづらいものが多い。例えばお風呂に入れない方が80歳90歳の方の中に混ざってお風呂を使ってください、というのもお願いしづらかったり、ある種、空白地帯に取り残されている方が一定数いるのではないかと思っている。制度内でできることがないか検討してほしい。また、障がいサービスを受けていた方が65歳になって急に介護サービスに切り替えて自己負担がいきなり多くなったりだとか制度の切り替えの時に混乱がある方が多い状況。そこの連携に関しても、制度の狭間に取り残される方がいないように検討していただきたい。
	事務局	障がいサービスで使えていたサービスが介護保険では使えないということがあるというのは把握している。これをどう接続していくかということについては非常に大きな課題であると認識している。今回の計画の中に入れられるように原案を作っていきたい。
		様々な意見をいただきありがとうございました。福祉のサービス低下したという意見も出たが、我々の情報が不足していたという風に思う。限られた財源の中で必要なところにどう充てていくか、ということを考えた上での判断ではあったが、誤解があってはいけないのでこれから解消できるようにしっかりとサービス基盤整備に取り組んでいく
	事務局	次回は11月25日に第2回運営協議会を開催する。
８　閉会		